

No. 259号

2025年(令和7年)
4月8日発行

立協たより

(公社) 東基連
立川労働基準協会支部
〒190-0012
立川市曙町1-21-1
いちご立川ビル2階
電話 042-512-5311
FAX 042-512-5473
発行者 長瀬 高志



世界遺産シャルトル大聖堂(フランス)



西側ファサード「王の扉口」

目

着任のご挨拶 立川労働基準監督署長 柳 多賀子……………(2)
着任のご挨拶 立川労働基準監督署副署長 横山 高志……………(3)
立川労働基準監督署人事異動のお知らせ (令和7年4月1日現在)……………(3)
STOP! 熱中症クールワークキャンペーン……………(4)
令和6年立川署管内の労働災害発生状況(令和7年 1月末現在)……………(5)
ハローワーク立川からのお知らせ……………(7)

次

多摩立川保健所からのお知らせ……………(8)
「立協たより」広報部員による 丸ごと1ページ責任編集～No.56～……………(9)
「新年賀詞交歓会」開催される……………(10)
講習会開催のご報告……………(10)
令和7年度定時支部会員総会を開催いたします…(10)
令和7年度会費納入のお願い……………(10)
法定講習会等における本人確認について……………(10)
新規会員……………(10)
編集後記……………(10)



着任のご挨拶

立川労働基準監督署長
柳 多賀子

このたび4月1日付けで立川労働基準監督署に着任いたしました。公益社団法人東京労働基準協会連合会 立川労働基準協会支部並びに会員の皆様には、日頃より労働基準行政の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

立川署での勤務は初めてですが、管内の事業場で働く方々に安心して働いていただけるよう、微力ながら力を尽くす所存でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、令和7年度は、東京労働局では「働く人と職場の未来をつなぐTOKYO 2025」をスローガンとして各種重点対策を掲げており、当署においてはそれらを踏まえ、次の取組を重点として、行政運営に努めてまいります。

第一に、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害の防止のため、監督指導を実施するとともに、中小企業及び令和6年度から時間外労働の上限規制が適用となった建設業及び運輸業等に対しましては、引き続き取組が促進されるよう、相談対応、説明会の開催や個別訪問による支援など、関係機関とも連携し、丁寧な支援及び周知を実施してまいります。また、東京都最低賃金につきましては、最低賃金の周知とその履行確保に努めるとともに、中小企業・小規模事業者の生産性向上等支援のための業務改善助成金等の利用促進のための周知に取り組んでまいります。

第二に、労働災害防止対策の推進につきましては、第14次東京労働局労働災害防止計画に基づく労働災害減少の目標達成に向けて、建設業や第三次産業をはじめとした労働災害防止対策や、メンタルヘルス・健康確保対策等の取組を一層推進してまいります。また、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)等の周知を図り、高年齢労働者も安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた取組を進めてまいります。

第三に、労働保険制度につきましては、迅速かつ公正な保険給付など労働保険制度の適切な運営の確保に引き続き取り組んでまいります。

皆様には引き続き当署行政の推進に御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

末筆になりましたが、貴協会支部の益々の御発展と会員の皆様の御健勝、御繁栄を心から祈念申し上げ、着任の挨拶とさせていただきます。



着任のご挨拶

立川労働基準監督署副署長
横山 高志

公益社団法人東京労働基準協会連合会 立川労働基準協会支部の会員の皆様には、日頃より、労働基準行政の推進につきまして格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、4月1日付けの人事異動で、立川労働基準監督署に着任いたしました横山と申します。昨年度は北区を管轄する王子労働基準監督署において副署長として勤務し、その前の監督署では立川と同じ多摩地区にある八王子労働基準監督署での勤務を経験しております。

立川労働基準監督署での勤務は2015年以來の10年ぶりとなりますが、この10年で立川駅及びその北側モノレール沿いの道については大きく風景が変わり、監督署までの道について商業施設をはじめとした多くの建物が並んでいることに驚かされ、着任初日はそのような賑わいに変わった街並みを見ながらの出勤となりました。

これら多摩地区での勤務の経験を踏まえ、健康で安心して働ける職場をつくり、豊かでゆとりある生活がえられることを目標に、会員の皆様のご協力を受け、労働基準行政の推進に努めていきたいと思っております。

引き続きのご理解、ご協力をお願いいたします。

令和7年1月から安全衛生関係の一部手続きの電子申請が義務化されました。

スマートフォンからの電子申請も可能です／
入力支援サービスを活用した電子申請はこちらから



立川労働基準監督署人事異動のお知らせ

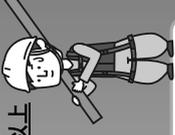
令和7年4月1日付けで下記のとおり幹部職員の人事異動がありましたので、お知らせします。

	転 出	転 入		転 出	転 入
署 長	フクシマケンイチ 福島 憲一	ヤナギタカコ 柳 多賀子			
副署長 (方面・安全衛生等)	タカシマノブヒロ 高嶋 将寛	ヨコヤマタカシ 横山 高志	副署長 (労災補償等)	異動無し	ジンボノリコ 神保 経子
第1方面 主任監督官	異動無し	カワムラユウコ 河村 有子	第2方面 主任監督官	異動無し	コバヤシタカシ 小林 高士
第3方面 主任監督官	スズキトモコ 鈴木 智子	ヤマダリョウ 山田 竜	第4方面 主任監督官	マツウラケイスケ 松浦 圭佑	トクダタクヤ 徳田 拓也
安全衛生課長	異動無し	タナカコウイチ 田中 好一	労災第1課長	異動無し	モリミホ 森 美穂
労災第2課長	ミカミカオリ 三上 香里	ワタナベリュウイチ 渡邊 龍一	補償課長	サトウノブカズ 佐藤 伸一	ミカワエリ 三河 恵理

STOP!

熱中症 クールワーク キャンペーン

職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。



← キャンペーン実施要項
キャンペーン期間
4月 5月 6月 7月 8月 9月
準備 重点取組

準備期間 4月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

<input type="checkbox"/> <p>労働衛生管理体制の確立 事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し熱中症予防の責任体制を確立</p>	<input type="checkbox"/> <p>暑さ指数(WBGT)の把握の準備 JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検</p>
<input type="checkbox"/> <p>作業計画の策定 暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定</p>	<input type="checkbox"/> <p>設備対策の検討 暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討</p>
<input type="checkbox"/> <p>休憩場所の確保の検討 冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討</p>	<input type="checkbox"/> <p>服装の検討 透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討</p>
<input type="checkbox"/> <p>教育研修の実施 管理者・労働者に対する教育を実施 e-learning </p>	<input type="checkbox"/> <p>緊急時の対応の事前確認 緊急時の対応(異常時における連絡体制や対応手順等)を確認し、関係者に周知</p>

【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、海上労働災害防止協会、製造物労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンソシアム、一般社団法人全国労働安全衛生協会、一般社団法人日本建設労働安全協会、一般社団法人日本電気労働安全協会【後援】関係省庁(予定)



(R7.2)

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



STEP 1
暑さ指数の把握と評価
JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とするも有効

STEP 2
測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

<input type="checkbox"/> <p>暑さ指数の低減 準備期間に検討した設備対策を実施</p>	<input type="checkbox"/> <p>休憩場所の整備 準備期間に検討した休憩場所を設置</p>
<input type="checkbox"/> <p>服装 準備期間に検討した服装を着用</p>	<input type="checkbox"/> <p>作業時間の短縮 作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止</p>
<input type="checkbox"/> <p>プレクーリング 作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる</p>	<input type="checkbox"/> <p>水分・塩分の摂取 水分と塩分を定期的に摂取(水分等を摂取させる等を考慮)</p>
<input type="checkbox"/> <p>暑熱順化への対応 熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整 ※新規入職者や休み明け労働者は別途注意すること</p>	<input type="checkbox"/> <p>健康診断結果に基づく対応 次の疾病を持った方方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢</p>
<input type="checkbox"/> <p>日常の健康管理 当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与え、作業開始前に確認</p>	<input type="checkbox"/> <p>作業中の労働者の健康状態の確認 巡視を頻繁に行い声をかける、「パティ」を履ませる等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導</p>
<input type="checkbox"/> <p>異常時の対応 あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底 少しでも本人や周囲が異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応 ※必ず一旦作業を離れ、全身を濡らして送風することなどにより身体を冷却 ※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)</p>	<input type="checkbox"/> <p>暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施 体調不良の者に異常を認めるときは、躊躇することなく救急隊を要請</p>

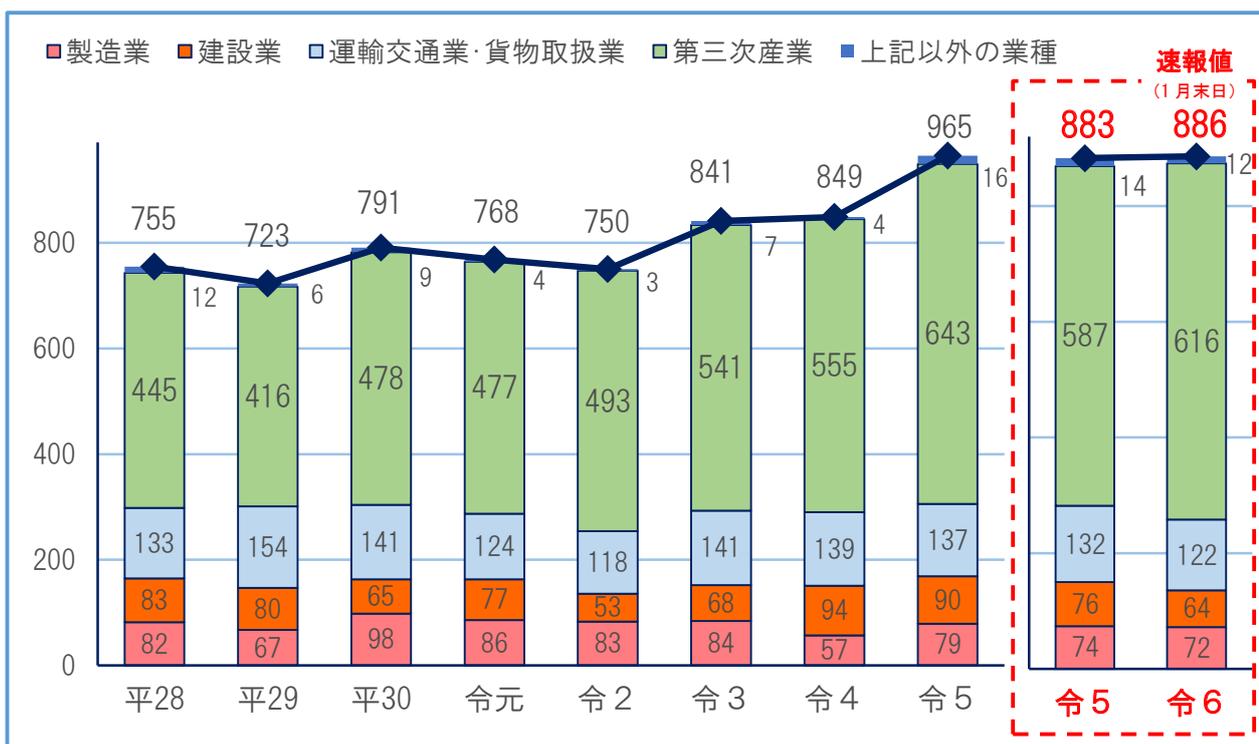
重点取組期間
7月
にすべきこと

令和 6 年 立川署管内の労働災害発生状況 (令和 7 年 1 月末現在)

◇ 死傷災害の被災者数 (休業 4 日以上) ※新型コロナ除く

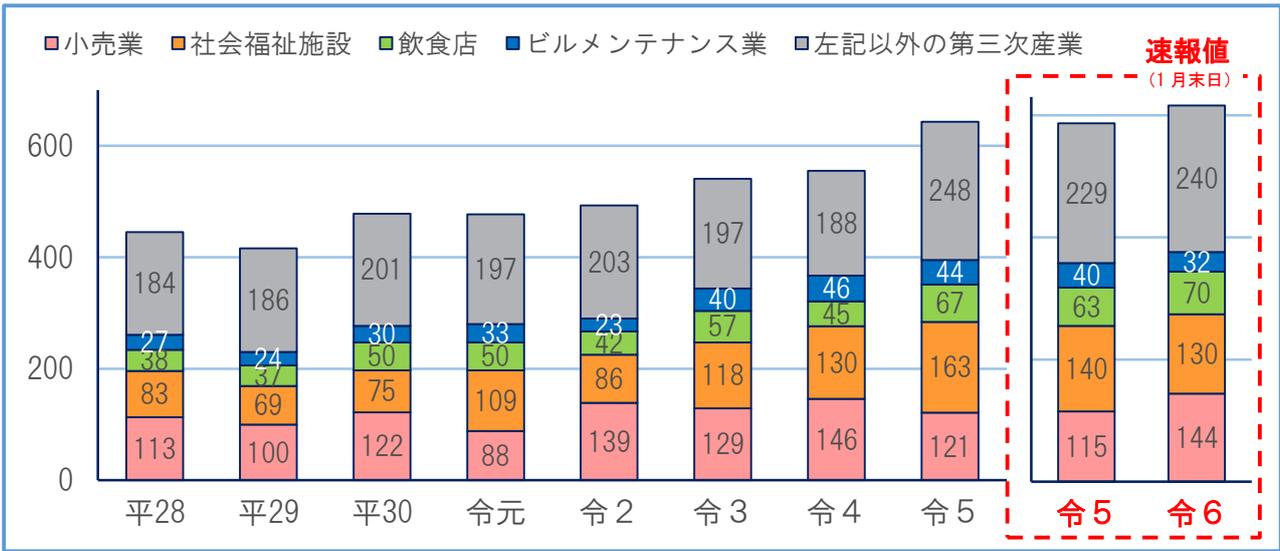
令和 6 年における休業 4 日以上之死傷災害の被災者数は 886 人で、前年 (883 人) より 3 人増加 (+0.3%) しています。

業種別では、小売業 (+25.2%)、飲食店 (+11.1%) で増加し、建設業 (-15.8%)、陸上貨物運送事業 (-17.0%)、ビルメンテナンス業 (-20.0%) で減少しています。



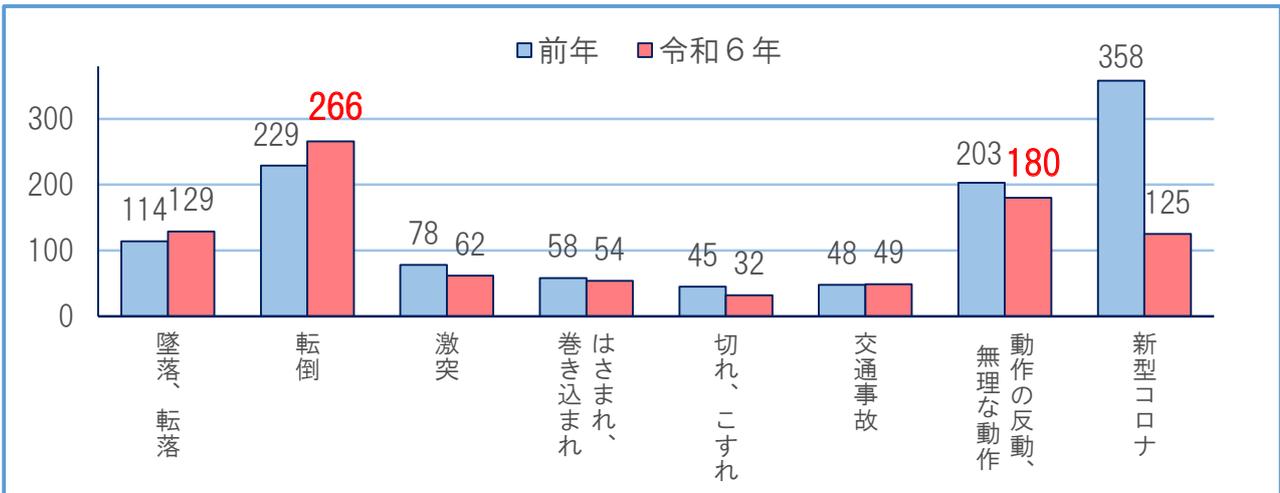
	平 28	平 29	平 30	令 元	令 2	令 3	令 4	令 5	令 5 (速報値)	令 6 (速報値)
製造業	82	67	98	86	83	84	57	79	74	72
建設業	83	80	65	77	53	68	94	90	76	64
建築工事業	60	45	43	50	40	37	59	63	51	47
運輸交通業・貨物取扱業	133	154	141	124	118	141	139	137	132	122
陸上貨物運送事業	107	120	112	97	97	115	115	116	112	93
ハイヤー・タクシー業	22	32	24	24	10	13	6	13	12	16
第三次産業	445	416	478	477	493	541	555	643	587	616
小売業	113	100	122	88	139	129	146	121	115	144
社会福祉施設	83	69	75	109	86	118	130	163	140	130
飲食店	38	37	50	50	42	57	45	67	63	70
ビルメンテナンス業	27	24	30	33	23	40	46	44	40	32
上記以外の業種	12	6	9	4	3	7	4	16	14	12
全産業	755	723	791	768	750	841	849	965	883	886

◇ 第三次産業における死傷者数（休業4日以上） ※新型コロナ除く



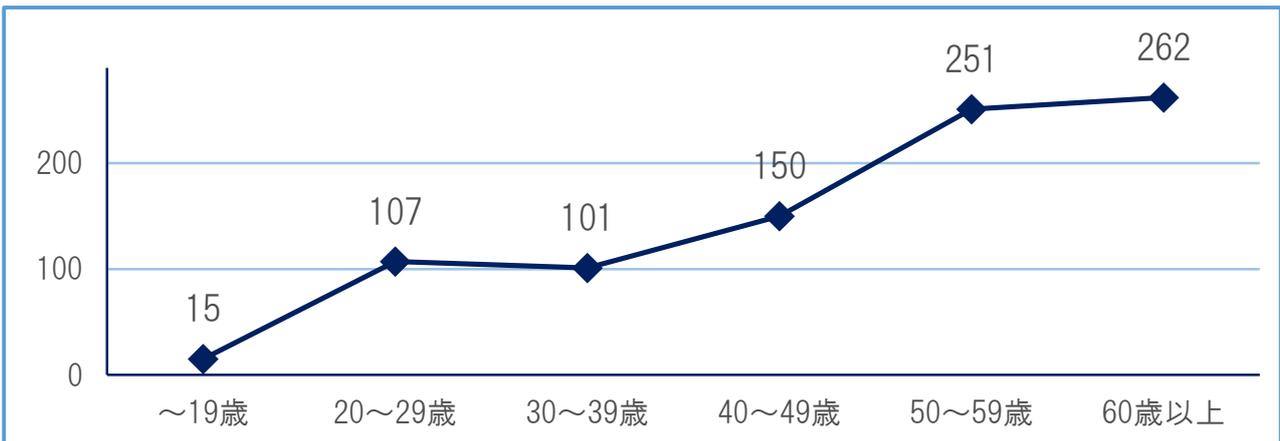
◇ 主な事故の型別（休業4日以上）

事故の型別では、新型コロナウイルスによるものを除くと、「転倒」による災害が266人（30.0%）、「動作の反動、無理な動作」による災害が180人（20.3%）発生し、全体（886人）の半数以上（446人、50.3%）を占めます。



◇ 年齢別（休業4日以上） ※新型コロナ除く

年齢別では、20歳代、30歳代が少なく、50歳以上で多く被災しています。



育児休業給付制度改正について（施行日 令和 7 年 4 月 1 日）

1 出生後休業支援給付金を創設します

共働き・共育てを推進するため、子の出生直後の一定期間に両親ともに育児休業を取得した場合に、出生時育児休業給付金または育児休業給付金と合わせて「出生後休業支援給付金」を支給します。

支給要件

育児休業給付金または出生時育児休業給付金の支給を受ける者が、次の①および②の要件を満たした場合に、「出生後休業支援給付金」を支給します。

- ① 被保険者が、対象期間に、同一の子について、出生時育児休業給付金が支給される産後パパ育休または育児休業給付金が支給される育児休業を通算して14日以上取得したこと。
- ② 被保険者の配偶者が、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間に通算して14日以上育児休業を取得したこと、または、子の出生日の翌日において「配偶者の育児休業を要件としない場合」に該当していること。

支給額 休業開始日賃金日額×休業期間の日数（28日が上限）×13%

2 育児時短就業給付金を創設します

仕事と育児の両立支援の観点から、育児中の柔軟な働き方として時短勤務制度を選択しやすくすることを目的に、2歳に満たない子を養育するために時短勤務した場合に、育児時短就業前と比較して賃金が低下するなどの要件を満たすときに支給する給付金です。

育児時短就業給付金は、次の①・②の要件を両方満たす方が対象です。

- ① 2歳未満の子を養育するために、育児時短就業する雇用保険の被保険者であること。
- ② 育児休業給付の対象となる育児休業から引き続いて、育児時短就業を開始したこと、または、育児時短就業開始日前2年間に、被保険者期間が12か月あること。

支給額・支給率

原則として育児時短就業中に支払われた賃金額の10%相当額を支給します。ただし、育児時短就業開始時の賃金水準を超えないように調整されます。

詳細は東京労働局ホームページ「出生後休業支援給付金を創設します」をご参照下さい。

お問い合わせ先 ハローワーク立川 雇用保険適用課 042-525-8602

多摩立川保健所からのお知らせ

\\ 知ってほしい! \\ \\ 行ってほしい! \\

からだ気くばりメニュー店

このマークが目印です!

多摩・島しょ地域にある



健康診断の結果などで生活習慣病を指摘されたことはありませんか? 高血圧や糖尿病、脂質異常症といった生活習慣病は、日頃の食生活で予防・改善することができます。

そうはいつでも、忙しくてなかなか食事のことまで考えてもらえない、という方も多いと思います。

そんな時に活用してほしいのが、都民の健康づくりをサポートする「からだ気くばりメニュー店」です。外食で手軽にからだに気を配った食事をとることができますので、ぜひ足を運んでみてください。

からだ気くばりメニュー店とは?

以下の3つの取組のうち、1つ以上を実施しているお店です。

- ① 栄養バランス: 主食・主菜・副菜がそろったバランスの良いメニューがあります。
- ② 野菜たっぷり: 1食あたり120g以上の野菜が食べられるメニューがあります。
- ③ 減塩サポート: 減塩に配慮したメニューや工夫があります。(店舗によってサポート内容は異なります。)

お店の一覧は、東京都のホームページに掲載しています。お近くにある「からだ気くばりメニュー店」を確認してみてください。

東京都 からだ気くばりメニュー店



【この記事に関するお問合せ】 多摩立川保健所生活環境安全課 保健栄養担当 TEL042-524-5171

「立協たより」広報部員による 丸ごと1ページ責任編集 ～ No. 56 ～

『歩くことにもうひとつ^{プラス}して「防災散歩」をしてみましょう』

近年、台風や大雨による風水害や地震など様々な自然災害が増加してきている状況ですが、実際に避難した経験のある方もいらっしゃるのではないのでしょうか。「備えあれば憂いなし」というように防災意識を高める目的で、「防災散歩」という概念が、取り上げられるようになりました。

「防災散歩」とは、自宅や職場などから避難所や安全な場所へ避難するときに備え、周囲に危険な場所はないか事前に歩いて確認するものです。どのような場所が危険か実際に自分の足で自分の街を歩いて確認することは、いざという時に役に立つのではないのでしょうか。



「防災散歩」の効果は、

- ① 自分自身の防災力を高めることができる。
 - ② いざ災害が起きても、慌てず安全に避難することができる。
 - ③ 家族と一緒に災害について学ぶことができる。
 - ④ ウォーキングを兼ねるので「防災＋運動」の一石二鳥で歩くことができる。
- などの効果があるといわれています。

では、実際に「防災散歩」のやり方についてお話してみたいと思います。

■「避難所など目的の場所までテーマを決めて歩く」

例えば、避難所までの道のりで地震発生時に倒れてくるものはないか、土砂崩れが起きやすい斜面はないか、近くに河川はないか、車いすや体の不自由な方と一緒に避難できる道のりか、避難所までの迂回ルートはあるかななどのテーマを防災散歩のたびに、ひとつテーマを決めて歩くと良いでしょう。また、防災散歩のときに実際に避難することを想定して、避難グッズを持ち歩けるかを確認することもお勧めします（避難グッズの重さの目安は、体重の20%～30%といわれています）。

■「夜間でも避難ができるか確認」

夜間の避難や季節よっての環境変化について、同じ避難ルートでも状況が違ってくることを念頭に確認することも良いでしょう。

■「歩きながらタウンウォッチング」

自分たちの街を見て歩き、災害が起こった時に危険なもの、役に立つものを調べます。災害発生をイメージしながら見て歩き、自分専用の「防災マップ」をつくりましょう。

●専用の防災マップ作成の例：色分けして地図に書き込もう！●

- 緑色…役立つ場所「避難場所」「コンビニ」「公園」「神社」など
- 青色…役立つもの「公衆電話」「消火栓」「防災倉庫」など
- 赤色…危険な場所「ブロック塀」「ガラス窓」「側溝」「マンホール」「浸水しやすい場所」
- 黄色…その他気づいたこと



今年の春は、普段の運動のためにも散歩やウォーキングを活用し「災害に備える」というテーマを持って運動と防災の2つの目的で、お住まいの街を歩いてみてはいかがでしょうか。

「新年賀詞交歓会」開催される

令和7年1月21日(火)、フォレスト・イン昭和館(昭島市)において新年賀詞交歓会が開催されました。神部支部長代行の「会員皆さま方の情報交換の場としてお役に立てるよう、会員相互はもとより行政機関等とも連携を強化し、協会支部の運営に努めてまいります。本年も当支部に変わらぬご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。」との挨拶に続いて、来賓の福島立川労基署長、岡ハローワーク立川所長からご挨拶をいただき、宮崎総務副部会長の乾杯の発声で賑やかに始まりました。ご参加の皆様は料理を召し上がりながら行政幹部や他業種の方々との歓談を楽しみました。後半は、東基連上島専務のご挨拶ののち、会員事業所様からご提供いただきました賞品も多数あり、お年玉抽選会で大変盛り上がり、三澤総務部員の中締めにより、盛況のうちにお開きとなりました。ご参加いただきました会員の皆様、抽選会の賞品をご提供いただきました会員事業所様、企画・開催いただきました総務部会の皆さま、誠にありがとうございました。

講習会開催のご報告

基準部会講習会「過労死等の認定基準と請求事案からみる労務管理等について」を開催

2月20日(木)東基連たま研修センターに於いて、基準部講習会を開催しました。

主催者として挨拶をされた中西副支部長(兼基準部会長)から、我が国における自殺の概況及び自殺対策の実施状況のほか、東京労働局管下の労働基準監督署における自殺を含む過労死等(脳・心臓疾患及び精神障害事案)の請求状況、厚生労働省の過労死等防止の取組みなどについて話がありました。

続いて、講師に立川労働基準監督署河村有子第一方面主任労働基準監督官をお迎えし、「過労死等の認定基準と請求事案からみる労務管理等について」と題して講演をいただきました。

「過労死等の認定基準改正と働き方改革」では、昨今の働き方改革のおさらいをしながら労務管理上のポイントについて説明がありました。認定基準の説明では、具体的な事例をあげて丁寧に説明をいただきました。そのほか「労災補償の状況」「企業名公表制度」などについても説明がありました。

どのお話もご自身の経験を踏まえた具体的な事例が多かったので、理解を深めることができましたと思います。参加された皆様は熱心に耳を傾けておられました。

◎令和7年度定時支部会員総会を開催いたします

※4月初旬に別便にて開催案内を郵送しております。

日 時： 令和7年5月13日(火)午後3時30分～
総会終了後、懇親会を予定しております。

場 所： 東基連多摩合同事務所・たま研修センター
立川市曙町1-21-1いちご立川ビル2階

◎令和7年度会費納入のお願い

会費の納入につきまして4月初旬に請求書を発送しております。よろしくお願いたします。

新 規 会 員

○株式会社秀邦

住 所 立川市柏町2-36-12

業 種 建築業

従業員数 9名

代 表 者 熊田秀夫



◎法定講習会等における本人確認について

技能講習(作業主任者を含む)、安全衛生推進者・衛生推進者養成講習を受講する際は、受付で自動車運転免許証等により本人確認をいたします。本人確認書類を必ずご持参ください。

本人確認書類(例)：自動車運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、外国人登録証明書、在留カードなど

編 集 後 記

観光庁が2025年1月15日に発表した「2024年訪日外国人旅行消費額」は、円安効果もあり前年の53.4%増の8兆1395億円と過去最高を更新。コロナ禍前の2019年比でも69.1%増となり、訪日客1人当たりの旅行支出は22万7000円に達した。

冬の日本に雪を求める外国人観光客がスキー場に増えている。「JAPOW(ジャパウ)」と呼ばれるパウダースノーが人気だと言う。スキーやスノーボードをしないで雪だけを見に来る「雪見客」が3割を占めるスキー場もある。

雪の後は梅や菜の花、そして桜の木の下でお花見を楽しむ「花見客」で賑わう日もすぐそこに。

(広報部員 M.I.)